

幼稚園（新制度移行園）

指導検査基準

（令和7年7月1日適用）

武蔵野市子ども家庭部子ども育成課

※ 指導検査の実施に当たり、本基準の各規定のほか、東京都が別に定める最新の保育所指導検査基準の関係規定を準用して適用する。

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の関係通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

運営管理編

目

次

1	一般原則	
(1)	一般原則（運営）	1
2	利用定員に関する基準	
(1)	利用定員	1
3	運営に関する基準	
(1)	内容及び手続の説明及び同意	1
(2)	正当な理由のない提供拒否の禁止等	1
(3)	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	1
(4)	市が行うあっせんへの協力	2
(5)	受給資格等の確認	2
(6)	施設型給付費の額の通知	2
(7)	評価（自己評価、第三者評価）	2
(8)	教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	3
(9)	運営規程	3
(10)	勤務体制の確保等	3
(11)	利用定員の遵守	3
(12)	重要事項の掲示等	4
(13)	秘密保持等	4
(14)	情報の提供等	4

(15)	利益供与等の禁止	4
(16)	苦情解決	5
(17)	地域との連携等	5
(18)	記録の整備	5
(19)	電磁的記録等	5

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第27号）	確認基準条例
2	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
3	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）	児童虐待の防止等に関する法律

指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 一般原則</p>					
<p>(1) 一般原則（運営）</p>	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うよう努めているか。</p> <p>2 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第3条、第25条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第3条</p>	<p>(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うよう努めていない。 (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていない。</p>	<p>C C</p>
<p>2 利用定員に関する基準</p>					
<p>(1) 利用定員</p>	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。 幼稚園 子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>1 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第4条</p>	<p>(1) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めていない。</p>	<p>C</p>
<p>3 運営に関する基準</p>					
<p>(1) 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、確認基準条例第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っているか。</p> <p>2 特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第5条</p>	<p>(1) 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っていない。 (2) 重要事項説明書の内容が不十分である。 (3) 特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ていない。</p>	<p>C B C</p>
<p>(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等</p>	<p>特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p>1 正当な理由がなく、教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒んでいないか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第6条</p>	<p>(1) 正当な理由がなく、教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒んでいる。</p>	<p>C</p>
<p>(3) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る1号認定子ども及び特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>2 確認基準条例第6条第2項に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示したうえで、当該選考を行わなければならない。</p>	<p>1 1号認定子どもの利用定員を超える場合に、公正な方法により選考を行っているか。</p> <p>2 選考の方法をあらかじめ明示したうえで、選考を行っているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第6条 (2) 子ども・子育て支援法第33条</p> <p>(1) 確認基準条例第6条</p>	<p>(1) 1号認定子どもの利用定員を超える場合に、公正な方法により選考を行っていない。</p> <p>(1) 選考の方法をあらかじめ明示したうえで、選考を行っていない。</p>	<p>C C</p>
<p>(4) 市が行うあっせんへの協力</p>	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設の利用について子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>1 市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第7条</p>	<p>(1) 市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 受給資格等の確認	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p>	<p>1 支給認定証によって、受給資格等の確認をしているか。</p> <p>2 教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>3 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第8条</p> <p>(1) 確認基準条例第9条</p> <p>(1) 確認基準条例第9条</p>	<p>(1) 支給認定証によって、受給資格等を確認していない。</p> <p>(1) 教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っていない。</p> <p>(1) 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(6) 施設型給付費の額の通知	<p>1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項で同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、確認基準条例第13条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	<p>1 法定代理受領により支給を受けた施設型給付費の額を教育・保育給付認定保護者に対して通知しているか。</p> <p>2 特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第14条</p> <p>(1) 確認基準条例第14条</p>	<p>(1) 法定代理受領により受けた施設型給付費の額を教育・保育給付認定保護者に対して通知していない。</p> <p>(1) 特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(7) 評価（自己評価、第三者評価）	<p>1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>1 自己評価を行い、改善を図っているか。</p> <p>2 第三者評価を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第16条</p> <p>(1) 確認基準条例第16条</p>	<p>(1) 自己評価を行い、改善を図っていない。</p> <p>(1) 第三者評価を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正の行為によって施設型給付費（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。）の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市に通知しなければならない。</p>	<p>1 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第19条</p>	<p>(1) 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していない。</p>	C
(9) 運営規程	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5) 確認基準条例第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用にあたっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 	<p>1 運営規程等の重要事項に関する規程を定めているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第20条</p>	<p>(1) 運営規程等の重要事項に関する規程を定めていない。 (2) 運営規程等の重要事項に関する規程の内容が不十分である。</p>	C B
(10) 勤務体制の確保等	<p>1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>1 職員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>2 特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。</p> <p>3 研修の機会を確保しているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第21条</p> <p>(1) 確認基準条例第21条</p> <p>(1) 確認基準条例第21条</p>	<p>(1) 職員の勤務の体制を定めていない。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していない。</p> <p>(1) 研修の機会を確保していない。</p>	C C C
(11) 利用定員の遵守	<p>特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5号に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>1 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第22条</p>	<p>(1) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。</p>	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(12) 重要事項の掲示等	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 運営規程等の重要事項を掲示しているか。	(1) 確認基準条例第23条	(1) 運営規程等の重要事項を掲示していない。 (2) 運営規程等の重要事項を自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。 (3) 運営規程等の重要事項の掲示が不十分である。 (4) 運営規程等の重要事項の自動公衆送信による公衆の閲覧が不十分である。	C C B B
(13) 秘密保持等	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ＜必要な措置（例）＞ ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 2 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 3 利用者の情報を提供する際に、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	(1) 確認基準条例第27条 (1) 確認基準条例第27条 (1) 確認基準条例第27条	(1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしている。 (1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。 (2) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が不十分である。 (1) 利用者の情報を提供する際に、あらかじめ文書により保護者の同意を得ていない。	C C B C
(14) 情報の提供等	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 利用しようとする保護者に対し、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 2 広告をする内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	(1) 確認基準条例第28条 (1) 確認基準条例第28条	(1) 利用しようとする保護者に対し、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。 (1) 広告をする内容を虚偽のもの又は誇大なものとしている。	C C
(15) 利益供与等の禁止	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 利用者又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 2 利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(1) 確認基準条例第29条 (1) 確認基準条例第29条	(1) 利用者又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。 (1) 利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。	C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(16) 苦情解決	<p>1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、確認基準条例第30条第4項の改善の内容を当該市に報告しなければならない。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>2 苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>3 苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>4 市が行う報告・提出・提示の命令又は市の職員からの質問・検査に応じているか。</p> <p>5 利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>6 市が求めた改善の内容を報告しているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第30条</p> <p>(1) 確認基準条例第30条、第34条</p> <p>(1) 確認基準条例第30条</p> <p>(1) 確認基準条例第30条</p> <p>(1) 確認基準条例第30条</p>	<p>(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 苦情の内容等を記録していない。</p> <p>(2) 苦情の内容等の記録が不十分である。</p> <p>(1) 苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていない。</p> <p>(1) 市が行う報告・提出・提示の命令又は市の職員からの質問・検査に応じていない。</p> <p>(2) 利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力していない。</p> <p>(3) 市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p> <p>(1) 市が求めた改善の内容を報告していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(17) 地域との連携等	<p>特定教育・保育施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>1 地域との交流に努めているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第31条</p>	<p>(1) 地域との交流に努めていない。</p>	<p>C</p>
(18) 記録の整備	<p>特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第34条</p>	<p>(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。</p>	<p>C</p>
(19) 電磁的記録等	<p>1 特定教育・保育施設は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、確認基準条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>また確認基準条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を確認基準条例第53条第2項に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。</p> <p>電磁的方法により記載事項を提供するときは、あらかじめ、当該教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>	<p>1 電磁的方法により書面等を提供することについて、教育・保育給付認定保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第53条</p>	<p>(1) 電磁的方法により書面等を提供することについて、教育・保育給付認定保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(1) 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方法</p> <p>2 確認基準条例第53条第4項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、書面等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び同条同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>2 教育・保育給付認定保護者から電磁的方法による書面等の提供を受けない旨の申出があったにも関わらず、重要事項を電磁的方法により提供していないか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第53条</p>	<p>(1) 教育・保育給付認定保護者から電磁的方法による書面等の提供を受けない旨の申出があったにも関わらず、書面等を電磁的方法により提供している。</p>	<p>C</p>

教育内容編

1	教育の状況	
(1)	一般原則（教育）	1
(2)	教育課程の編成	1
(3)	指導計画	1
(4)	教育内容の自己評価	2
(5)	教育・保育提供困難時の対応	3
(6)	差別の禁止	3
2	健康・安全の状況	
(1)	保健計画	3
(2)	幼児健康診断	3
(3)	健康状態の把握及び保護者との連絡状 況	3
(4)	虐待等への対応	4
(5)	幼児の安全管理の状況	4

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第27号）	確認基準条例
2	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
3	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）	児童虐待の防止等に関する法律
4	学校教育法（平成22年法律第26号）	学校教育法
5	学校教育法施行規則（平成22年文部省令第11号）	学校教育法施行規則
6	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）	学校保健安全法
7	学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）	学校保健安全法施行規則
8	幼稚園教育要領（平成10年文部科学省告示第174号）	幼稚園教育要領
9	特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成27年2月16日府政共生96号、26初幼教第30号、雇児保発0216第1号）	府政共生第96号

指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 教育の状況</p>					
<p>(1) 一般原則（教育）</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行っているか。</p> <p>2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。</p> <p>3 地域及び家庭との密接な連携に努めているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第3条</p>	<p>(1) 良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行っていない。</p>	<p>C</p>
<p>(2) 教育課程の編成</p>	<p>教育課程は、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに幼児教育要領の示すところに従い、幼児の発達過程を踏まえ、教育のねらいが総合的に達成されるよう編成されなければならない。</p> <p>また、地域の実態、幼児や家庭の状況などを考慮し、幼児の育ちに関する長期的見通しを持って、幼児の生活及び発達の連続性に留意し、創意工夫を生かし編成されなければならない。</p>	<p>1 教育課程を作成しているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第15条 (2) 幼稚園教育要領第1章第3</p>	<p>(1) 教育課程を作成していない。</p>	<p>C</p>
<p>(3) 指導計画 ア 指導計画の作成</p>	<p>1 指導計画の作成にあたっては、家庭に基づき、幼児の生活や発達を見通した年、学期、月などの長期的な指導計画と、それと関連しながら、より具体的な幼児の日々の生活に即した週又は日などの短期的な指導計画を作成して、適切な指導が行われるようにすること。</p> <p>2 指導計画の作成にあたっては、幼児一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえ、発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、幼児の実態に即した具体的なねらい及び内容を設定することに留意しなければならない。</p> <p>また、具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を構成し、幼児が主体的に活動できるようにすることに留意しなければならない。</p>	<p>1 長期的な指導計画を作成しているか。</p> <p>2 短期的な指導計画を作成しているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第15条 (2) 幼稚園教育要領第1章第4</p>	<p>(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (2) 長期的な指導計画の内容が不十分である。 (3) 短期的な指導計画を作成していない。 (4) 短期的な指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>C B C B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
イ 作成上の留意事項 (7) 発達過程に応じた保育	指導計画の作成にあたっては、次の事項に留意しなければならない。 (1) 障害のある幼児の指導については、幼児の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下、他の幼児との生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけ、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。 また、幼児の発達状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず柔軟に保育したり、職員の連絡体制の中で個別に関わりが十分に行えるようにすること。 (2) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら適切に対応することや、専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。	1 障害のある幼児の指導について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。 2 障害のある幼児の指導について、家庭や専門機関と連携し、適切に対応しているか。	(1) 確認基準条例第15条 (2) 幼稚園教育要領第1章第5	(1) 障害のある幼児の指導について、指導計画に位置づけていない。 (2) 障害のある幼児の指導について、指導計画への位置づけが不十分である。 (3) 障害のある幼児の指導について、家庭や専門機関との連携がない。 (4) 障害のある幼児の指導について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	C B C B
(4) 小学校との連携	就学に際しては、区市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料（幼稚園幼児指導要録）が幼稚園から小学校へ送付されるようにすることに留意しなければならない。	1 幼児の就学に際し、幼児の育ちを支えるための資料が幼稚園から小学校へ送付されているか。	(1) 確認基準条例第11条 (2) 学校教育法施行規則第24条、第28条 (3) 幼稚園教育要領第1章第3	(1) 資料が幼稚園から小学校へ送付されていない。	C
(7) 教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動などの留意事項	地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮し、計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な経験ができるようにすること。	1 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動の計画を作成しているか。	(1) 幼稚園教育要領第3章第1	(1) 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動の計画を作成していない。	C
(4) 教育内容の自己評価	特定教育・保育施設は、その提供する特定教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めなければならない。	1 提供する教育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めているか。	(1) 確認基準条例第16条 (2) 子ども・子育て支援法第33条	(1) 提供する特定教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めていない。	C
ア 虐待等の行為	特定教育・保育施設の職員は、児童虐待その他教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。「児童虐待」とは、次に掲げる行為をいう。 (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による(1)、(2)又は(4)の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1 利用者の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 確認基準条例第25条 (2) 児童福祉法第33条の10 (3) 児童虐待の防止等に関する法律第3条	(1) 利用者の心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
イ 特定教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定教育・保育の提供について、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 確認基準条例第12条、第34条	(1) 特定教育・保育の提供について、提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 (2) 特定教育・保育の提供について、提供日、内容その他必要な事項の記録内容が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 教育時間の状況	幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別に事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。 また、1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。	1 39週の教育週数を確保しているか。 2 4時間の教育時間を確保しているか。 3 その他不適正な事項はないか。	(1) 確認基準条例第15条 (2) 学校教育法施行規則第37条 (3) 幼稚園教育要領第1章第3	(1) 39週の教育週数を確保していない。 (2) 4時間の教育時間を確保していない。 (3) その他不適切な事項がある。	C C B
(5) 教育・保育提供困難時の対応	特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 自ら適切な保育の提供が困難である場合に、適切な施設又は事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	(1) 確認基準条例第6条	(1) 自ら適切な保育の提供が困難である場合に、適切な施設又は事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていない。	C
(6) 差別の禁止	特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 利用者の国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしていないか。	(1) 確認基準条例第24条	(1) 利用者の国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしている。	C
2 健康・安全の状況					
(1) 保健計画	教育・保育給付認定子どもの心身の健康の保持増進を図るため、教育・保育給付認定子どもの健康診断、環境衛生検査、教育・保育給付認定子ども等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。	1 保健計画を策定し、一人一人の幼児の健康の増進に努めているか。	(1) 確認基準条例第15条 (2) 学校保健安全法第5条	(1) 保健計画を策定し、一人一人の幼児の健康の保持増進に努めていない。	C
(2) 幼児健康診断	幼稚園においては、毎学年、6月30日までに教育・保育給付認定子どもの健康診断を行わなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後速やかに健康診断を行うものとする。 また、特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている状況等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 健康診断を毎学年、定期的に行っているか。 2 実施時期・方法等は適切か。 3 記録はあるか。 4 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 確認基準条例第12条、第17条 (2) 学校教育法施行規則第28条 (3) 学校保健安全法第9条、第13条 (4) 学校保健安全法施行規則第5条、第6条、第9条、第17条	(1) 健康診断を毎学年、定期に行っていない。 (2) 実施時期・方法等が不適切である。 (3) 幼児の健康診断の実施状況とその結果を個人別に整理記録していない。 (4) 健康診断記録が不十分である。 (5) 保護者と連絡をとっていない。	C B C B C
(3) 健康状態の把握及び保護者との連絡状況	保護者からの情報とともに、登園時及び保育中を通じて子どもの状態等を観察し、教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 2 日々の健康状態等を観察しているか。 3 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。 4 急な病気への対応を適正に行っているか。	(1) 確認基準条例第10条、第18条	(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、 (2) 入所間の既往歴及び予防接種等の状況の把握が不十分である。 (3) 日々の健康状態等を観察していない。 (4) 日々の健康状態等の観察が不十分である。 (5) 保護者と連絡をとっていない。 (6) 保護者との連絡が不十分である。 (7) 急な病気等への対処を適正に行っていない。	C B C B C B C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 虐待等への対応	<p>教育・保育給付認定子どもに対する虐待事案の早期発見及び防止に努めるため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じること。</p> <p>また、虐待が疑われる場合には、速やかに児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p>	<p>1 児童虐待の早期発見に努めているか。</p> <p>2 発見したときは、速やかに通告しているか。</p> <p>3 虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第3条、第25条</p> <p>(2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条</p>	<p>(1) 早期発見に努めていない。</p> <p>(2) 速やかに通告していない。</p> <p>(3) 虐待防止研修等必要な措置を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(5) 幼児の安全管理の状況	<p>特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>また、教育・保育給付認定子どもに対する教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに市、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生当日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。</p> <p>また、事故発生の要因分析や検証等の結果においては、でき次第報告すること。</p>	<p>1 利用者の事故防止に配慮しているか。</p> <p>2 事故報告を市に、速やかに行っているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第32条、第34条</p> <p>(2) 府政共生第96号</p>	<p>(1) 利用者の事故防止に配慮していない。</p> <p>(2) 利用者の事故防止に対する配慮が不十分である。</p> <p>(3) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

会計経理編

目

次

1	利用者負担額の基準	
(1)	利用者負担額等の受領	1
(2)	会計の区分	1
(3)	記録の整備	2
2	公定価格に関する基準	
(1)	公定価格に関する基準	2

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第27号）	確認基準条例
2	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
3	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年府政共生第571号、28文科発第727号、雇児発0823第1号通知）	給付費留意事項通知

指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 利用者負担額の基準</p> <p>(1) 利用者負担額等の受領</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、確認基準条例第13条第2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供にあたって、当該特定教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価（以下「上乗せ徴収」という。）について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額（子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。）との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、確認基準条例第13条第2項及び第3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払（以下「実費徴収」という。）を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 特定教育・保育施設は、確認基準条例第13条第2項から第4項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、確認基準条例第13条第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に当該金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	<p>1 法定代理受領を受けないときに、保護者から、特定教育・保育費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>2 上乗せ徴収の金額が定められた範囲内で設定されているか。</p> <p>3 実費徴収を適切に行っているか。</p> <p>4 保護者に対し、領収証を交付しているか。</p> <p>5 上乗せ徴収及び実費徴収の用途・額・理由について、書面によって明らかにしているか。</p> <p>6 上乗せ徴収について、保護者から文書による同意を得ているか。</p> <p>7 実費徴収について、保護者から同意を得ているか。</p> <p>1 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第13条</p> <p>(1) 確認基準条例第13条</p> <p>(1) 確認基準条例第13条</p> <p>(1) 確認基準条例第13条</p> <p>(1) 確認基準条例第13条</p> <p>(1) 確認基準条例第13条</p> <p>(1) 確認基準条例第33条</p>	<p>(1) 法定代理受領を受けないときに、保護者から、特定教育・保育費用基準額の支払を受けていない。</p> <p>(1) 上乗せ徴収の金額が定められた範囲内で設定されていない。</p> <p>(1) 実費徴収を適切に行っていない。</p> <p>(1) 保護者に対し、領収証を交付していない。</p> <p>(1) 上乗せ徴収及び実費徴収の用途・額・理由について、書面によって明らかにしていない。</p> <p>(2) 上乗せ徴収について、保護者から文書による同意を得ていない。</p> <p>(3) 実費徴収について、保護者から同意を得ていない。</p> <p>(1) 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>(2) 会計の区分</p>	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	<p>1 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第33条</p>	<p>(1) 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 記録の整備 2 公定価格に関する基準 (1) 公定価格に関する基準	<p>特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>1 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成を充足すること。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、公定価格における各加算について、適正に認定を受け、かつ、請求しなければならない。</p>	<p>1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>1 職員構成は適正か。</p> <p>2 公定価格における各加算が適正であるか。</p>	<p>(1) 確認基準条例第34条</p> <p>(1) 給付費留意事項通知</p>	<p>(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。</p> <p>(1) 充足すべき職員数を充足していない。</p> <p>(1) 公定価格における各加算が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

業務管理体制編

目

次

1	業務管理体制	
(1)	業務管理体制の整備	1
(2)	内閣府令で定める基準	1
(3)	業務管理体制の届出	1
(4)	業務管理体制の整備に関する事項	1
(5)	業務管理体制の変更	2

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
2	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月内閣府令第44号）	内閣府令
3	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について（平成28年2月15日府子本第55号通知）	府子本第55号通知

指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 業務管理体制</p> <p>(1) 業務管理体制の整備</p> <p>(2) 内閣府令で定める基準</p> <p>(3) 業務管理体制の届出</p> <p>(4) 業務管理体制の整備に関する事項</p>	<p>特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、子ども・子育て支援法に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。</p> <p>子ども・子育て支援法第55条第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 確認を受けている施設又は事業所の数が1以上20未満の事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。</p> <p>(2) 確認を受けている施設又は事業者の数が20以上100未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。</p> <p>(3) 確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</p> <p>特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>(1) その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 → 市町村長</p> <p>(2) その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 → 内閣総理大臣</p> <p>(3) 前2号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 → 都道府県知事</p> <p>特定教育・保育提供者は、子ども・子育て支援法の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出を、区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。</p> <p>(1) 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>(2) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>(3) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の事業者の場合に限る。）</p> <p>(4) 業務執行の状況の監査の方法の概要（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の事業者の場合に限る。）</p>	<p>1 業務管理体制を整備しているか。</p> <p>1 内閣府令で定める基準を遵守しているか。</p> <p>1 業務管理体制の整備に関する事項を区分に応じて届け出ているか。</p> <p>1 区分に応じた事項を記載した届け出を、遅滞なく市町村長等に行っているか。</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援法第33条、第45条、第55条 (2) 府子本第55条通知</p> <p>(1) 内閣府令第45条</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第55条</p> <p>(1) 内閣府令第46条</p>	<p>(1) 業務管理体制が整備されていない。</p> <p>(1) 内閣府令で定める基準を遵守していない。</p> <p>(1) 業務管理体制の整備に関する事項を区分に応じて届け出していない。</p> <p>(1) 区分に応じた事項を記載した届け出を、遅滞なく市町村長等に行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 業務管理体制の変更	<p>特定教育・保育提供者は、子ども・子育て支援法の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。</p> <p>また、特定教育・保育提供者は、区分に変更があったときは、変更後の届書を、変更後の区分により届け出るべき市町村長等及び変更前の区分により届け出るべき市町村長等の双方に届け出なければならない。</p>	1 届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく届け出ているか。	(1) 子ども・子育て支援法第55条 (2) 内閣府令第46条	(1) 届け出た事項に変更があったにもかかわらず、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく届け出していない。	C